

富田林市民間認可保育所設置運営事業者募集要項

平成 25 年 9 月

富田林市子育て福祉部保育課

富田林市では保育所入所希望者が増加しており、早急な対策が必要となっていることから、新設民間保育所（「児童福祉法」に基づく認可保育所）を設置運営していただく事業者を募集します。

## 1. 応募資格

1) 「社会福祉法」（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人であり、「保育所の設置認可等について」（平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号厚生省児童家庭局長通知）の審査基準を満たす法人で、3) の条件を全て満たす者。

新たに社会福祉法人を設立する場合は、応募時点で法人認可に係る基本条件を満たすことが見込まれていること。なお、主たる事務所を富田林市内もしくは富田林市周辺の市区町村に置く予定であることが望ましい。

2) 社会福祉法人以外にあっては、「保育所の設置認可等について」（平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号厚生省児童家庭局長通知）および「「保育所の設置認可等について」の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 30 日児保第 10 号厚生省児童家庭局保育課長通知）の各規定に合致する者で、次の各項の条件を全て満たす者。

3) 上記いずれの場合も、次の各項の条件を全て満たすこと。

- ① 社会福祉事業に熱意と識見を有し、新たに保育所を運営するために必要な経営基盤および社会的信用を有していること。
- ② 児童福祉法、児童福祉施設最低基準等の関連法令に適合し、保育所保育指針を順守して保育の実施にあたる意思があること。
- ③ 児童の保育に対する熱意と豊かな愛情があり、児童の発達を深く理解していること。
- ④ 既存の事業者にあっては、事業者または事業者が運営する施設について、法令に基づく改善の命令、事業停止、または業務停止等の処分を受けたことがないこと。

## 2. 募集する保育所の条件等

1) 富田林市金剛地区（高辺台、久野喜台、寺池台、金剛伏山台、金剛錦織台）もしくはその周辺地域に立地すること。

2) 既存民間保育所の運営に支障をきたさないよう、適切な距離を保たれていること。

3) 保育定員は 100 人以上とし、産休明け（生後 8 週）から小学校就学前の児童で定員を構成すること。また、0 歳から 2 歳児の低年齢児で定員の 40%以上の構成とすること。

4) 新築による創設もしくは賃貸物件による既存施設の活用による設置とすること。

5) 平成 26 年度中に保育所の運営を開始すること。

6) 市の保育行政を理解し、別表に掲げる条件を満たすこと。

## 3. 応募方法

1) 募集期間

平成 25 年 9 月 17 日（火）～10 月 22 日（火）

## 2) 説明会の開催

平成 25 年 9 月 17 日（火）13 時 30 分から、富田林市役所 4 階 401 会議室において説明会を開催します。応募するにあたり、説明会への参加は必須ではありません。

## 3) 質問の受け付け

平成 25 年 9 月 24 日（火）17 時までに受信した電子メールによる質問のみ受け付けます。受け付けた質問に対する回答は、随時、富田林市ウェブサイトに掲載します。

## 4) 応募方法

「提出書類一覧表」に掲げた書類について、富田林市子育て福祉部保育課に必要部数を提出してください。応募の締め切りは平成 25 年 10 月 22 日（火）17 時を最終とします。（土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。）

申請書類様式を、電子データ（MS-WORD 形式等）で希望される場合は、事業名、担当者を明記して、保育課まで電子メールで請求してください。折り返し、データを送付します。

応募や申請書類作成に必要な経費は、応募者の負担です。また、受け付けた応募書類は返却しません。

## 4. 選考方法

1) 富田林市保育所運営事業者選考等委員会において選考し、その結果を参考に市が決定します。

2) 選考は、書類審査、プレゼンテーションおよびヒアリング審査により実施します。

3) 応募者が多数の場合は、書類審査により第一次選考された事業者のみプレゼンテーションおよびヒアリング審査を実施する場合があります。また、市長が必要と認める書類等の追加提出を求める場合があります。

4) プレゼンテーションおよびヒアリングは、保育所運営方針や運営計画等について、事業者の責任者（理事長等）および施設長予定者に出席いただき実施します。

日時、会場、プレゼンテーション方法等については後日通知します。

5) 運営事業者は 11 月末までに決定し、選考結果は全ての応募者に対して郵送でお知らせします。

## 5. 運営事業者に対する市の支援等

1) 平成 25 年度中に事業に着手する場合（少なくとも本体工事契約の締結）は、子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）を活用できる場合があります。ただし、大阪府安心こども基金の対象事業とならなかった場合や、本事業計画に係る本市予算が成立しない場合は事業化を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2) 保育所の運営に要する費用に対する補助金については、「富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱」の定めるところによります。

3) 開所後に必要となる保育所の施設整備に要する費用に対する補助金については、「富田林市民間保育所施設整備費補助金交付要綱」の定めるところによります。

## 6. その他

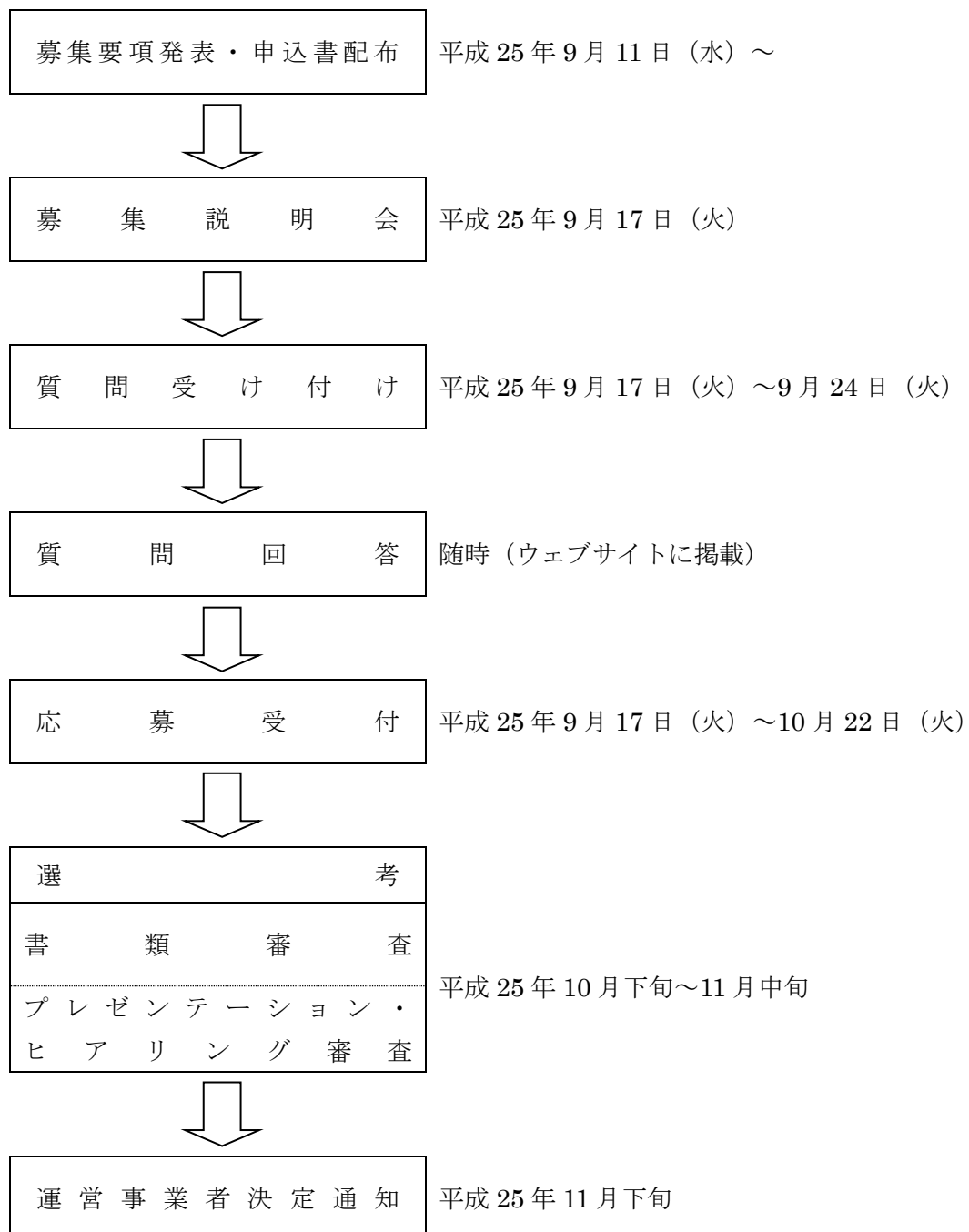
1) 応募書類は、基本的には富田林市情報公開条例に基づく公開対象となります。ただし、条例第6条に規定する開示をしないことができる情報は除きます。

審査結果および決定した運営事業者の名称等は、市のウェブサイト等で公開する場合があります。

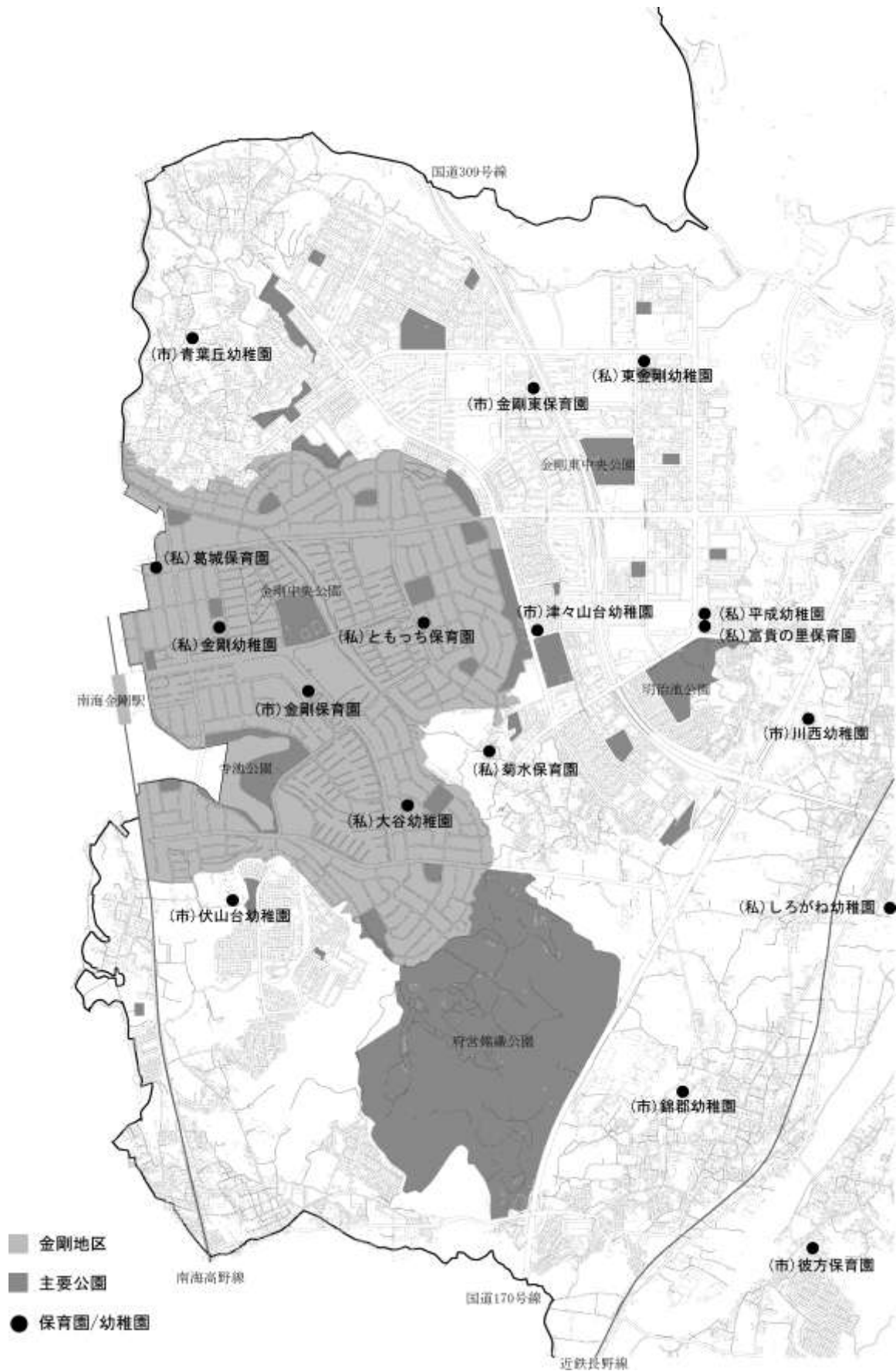
2) 運営事業者として決定した後、保育所の設置について本市と覚書を交わす予定です。

3) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届を提出してください。(様式は不問)

## 7. 運営事業者募集スケジュール（参考）



## 8. 募集地域周辺図（参考）



(別表)

### 募集する保育所の条件等

区分	内容
基本的内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 運営事業者自らが保育所を運営すること。</li><li>2. 法令・通知などを順守し、質の高いサービスを提供すること。</li><li>3. 保育内容については、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）に基づき、保育計画、指導計画等を作成して実施すること。</li><li>4. 保育所の開所時間は、午前7時から午後7時までの12時間以上とすること。</li><li>5. 休園日は原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、3日および12月29日、30日、31日とすること。</li></ol>
用地に関すること	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 用地は、原則として事業者が所有もしくは取得見込みであること。賃貸物件の場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号局長連名通知）に定められた事項を順守すること。</li><li>2. 抵当権等の担保物権が付されていないこと。付されている場合には、施設完成までの抹消が確実であること。</li><li>3. 都市計画法に基づく開発許可を要する土地、農地法に基づく農地転用を要する土地および公有水路等の占用を要する土地については、許可が得られる用地であること。</li></ol>
施設の建設整備に関すること	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 建物の構造、設備については、「建築基準法」、「消防法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「児童福祉施設最低基準」、「大阪府福祉のまちづくり条例」、「児童福祉施設の設備および運営に関する基準」、その他の法令・通知・条例等を順守すること。</li><li>2. 既存建物を活用する場合には、上記に準拠した構造であること。また、構造耐震指標（Is値）が0.6以上であること。</li><li>3. 乳児室、保育室は、当面の待機児童の状況に応じて弾力的な入所に対応できるよう、余裕をもった面積とすること。</li><li>4. 送迎用の駐車場スペースを確保すること。</li><li>5. 建設にあたって、予定地周辺住民をはじめ利害関係者との協議を随時行うこと。</li><li>6. その他、開発および建築上の制限等について、大阪府ならびに富田林市の所管課と調整を行い、適切な対応を行うこと。</li></ol>
資金計画・事業計画に関すること	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 資金計画・事業計画が確実に執行できる見込みがあること。</li><li>2. 土地の確保、保育所の建設整備に要する資金は、全て事業者の</li></ol>

	<p>負担とすること。</p> <p>3. 整備予定地の造成工事、地盤調査、埋蔵文化財調査、測量、水道分担金等、施設整備について、必要となる費用は全て応募者の負担とすること。</p> <p>4. 認可を受けた土地、建物および備品等の維持管理に要する費用は、応募者の負担とすること。</p> <p>5. 建築費の他、施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の1/2以上に相当する額を自己資金として確保すること。</p> <p>6. 土地または建物は、応募事業者の代表者および役員から有償貸与を受けるものでないこと。</p>
設置後の運営に関すること	<p>1. 設置した保育所は、認定こども園に移行する場合を除き、設置後10年以内に廃止しないこと。やむを得ない事情により保育所の運営を継続しがたい事情が生じたときは、市と協議の上で方針を決定すること。</p> <p>2. 各種の特別保育事業、子育て相談、園庭開放等の事業を実施すること。また、本市の子育て支援ネットワーク事業に、積極的に参画すること。</p> <p>3. 担当行政庁が行う指導監査により指摘を受けた場合は、指摘事項について迅速な改善措置を取ること。</p> <p>4. 設置後5年以内に第三者評価を受けること。また、その結果や事業者の経営内容、保育に関する情報等を積極的に広く公開すること。</p> <p>5. 障がいの状況等に応じた適切な障がい児保育や、病児・病後児保育（体調不良児対応型）、一時保育の実施など、多様な保育需要に対応すること。</p>
職員に関すること	<p>1. 専任の施設長、主任保育士を配置すること。また、保育士はバランスのとれた年齢層の職員構成とすること。</p> <p>2. 職員加配が必要な場合、市の基準に準じた職員配置を図ること。</p> <p>3. 1歳児保育等の充実のため、保育士の配置基準は1歳児5人に対して保育士1人とすること。</p> <p>4. 安定した保育を提供するため、できるだけ正規職員として採用し、労働環境や処遇の向上に取り組むこと。</p> <p>5. 職員の資質向上のため、積極的に研修等への派遣を行うこと。</p>
給食、健康管理等に関すること	<p>1. 「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」、「社会福祉施設における衛生管理について」等、厚生労働省発出の通知等の内容を順守し、給食を提供すること。</p> <p>2. 給食、間食は自園調理とし、子どもの発達段階に応じて月曜日から土曜日まで実施すること。なお、厚生労働省発出の通知を</p>

	<p>順守する場合に限り、調理業務の外部委託を認めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 3歳以上の児童に対して主食の提供を行うこと。</li> <li>4. 定員に応じて必要な調理員を配置するとともに、栄養士による指導体制が整備されること。</li> <li>5. アレルギーを有する児童の給食は、アレルギー除去食もしくは代替食とすること。</li> <li>6. 食材等の調達には、原材料や添加物など十分な安全性を確保すること。</li> <li>7. 調理施設をはじめ、保育所内の施設、設備における厳重な衛生管理を行うこと。</li> <li>8. 看護師または保健師を常駐配置すること。</li> <li>9. 児童の健康維持のため、身体計測、視力・聴力検査、手洗い・歯みがき指導などを定期的実施するとともに、嘱託医との連携のもとで、内科検診（年2回）、歯科検診・耳鼻科検診・眼科検診を実施すること。</li> </ol>
保護者との協働に関すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保護者からの保育内容等にかかる意見、要望については、誠意を持って適切に対応すること。</li> <li>2. 常に情報開示に努めること。また、児童、保護者等の個人情報 は慎重に取り扱うこと。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、本募集の選定対象から除外する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① ヒアリング等に参加しないなど、保育所事業計画等に関する事業者の意思決定が確認できない場合。</li> <li>② 富田林市競争入札指名停止措置要綱（平成12年富田林市要綱第60号）に規定する指名停止の措置要件に該当している場合。</li> <li>③ 労働基準法等の労働者使用関連法に違反し、きわめて重大な社会的影響を及ぼしていると認められる場合。</li> <li>④ 事業者の役員（予定者を含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に規定する暴力団員等または暴力団密接関係者に該当している場合。</li> <li>⑤ その他、事業者または役員（予定者を含む）が、社会的信用を失墜するような行為を行っていると思われる場合。</li> </ol> </li> </ol>



申請書の提出・問い合わせ先

富田林市役所 子育て福祉部 保育課

住 所 〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電 話 0721-25-1000 (代) 内線 298

ファクス 0721-24-8976

電子メールアドレス tonjido@city.tondabayashi.lg.jp

市ウェブサイト <http://www.city.tondabayashi.osaka.jp>